

令和3年第3回九戸村議会定例会

令和3年9月6日(月)

午前10時 開会 開議

◎議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 九戸村過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第3号 令和3年度九戸村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第4号 令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第5号 令和3年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第6号 令和2年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第7号 令和2年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第8号 令和2年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第9号 令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第10号 令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第11号 令和2年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第12号 令和2年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第13号 令和2年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第14号 令和2年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第15号 令和2年度九戸村水道事業会計決算認定について
- 日程第18 議案第16号 令和2年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて

◎出席議員（12人）

1番	古 舘	巖	君	7番	保大木	信 子	君
2番	川 戸	茂 男	君	8番	岩 渕	智 幸	君
3番	坂 本	豊 彦	君	9番	渡	保 男	君
4番	大 崎	優 一	君	10番	山 下	勝	君
5番	中 村	國 夫	君	11番	桂 川	俊 明	君
6番	久 保	えみ子	君	12番	櫻 庭	豊太郎	君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山	裕 康	君									
副	村	長	伊 藤	仁 君									
教	育	長	岩 渕	信 義 君									
総	務	課	長	大 向	一 司 君								
移	住	定	住	担	当	課	長	川 原	憲 彦 君				
子	育	て	支	援	担	当	課	長	浅 水	涉 君			
会	計	管	理	者	吉 川	清一郎	君						
兼	税	務	住	民	課	長	杉 村	幸 久 君					
保	健	福	祉	課	長	中 奥	達 也 君						
産	業	振	興	課	長	関 口	猛 彦 君						
地	域	整	備	課	長	坂野上	克 彦 君						
教	育	次	長	上 村	浩 之 君								
地	域	整	備	課	主	幹	兼	水	道	事	業	所	長

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	大久保	勝 彦		
事	務	局	長	補	佐	野辺地	利 之

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今から、令和 3 年第 3 回九戸村議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程に入る前に報告いたします。

9 月 6 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり 16 件であります。

議案は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会における一般質問通告者は、桂川俊明君、中村國夫君、保大木信子さん、久保えみ子さん、山下 勝君の 5 人であります。質問要旨は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会において、本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布のとおり請願 1 件、陳情 1 件であります。

請願については、請願・陳情一覧表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託いたしました。

なお、陳情については、かねて申し合わせのとおり配布のみといたします。

次に、監査委員から令和 3 年 5 月分、6 月分及び 7 月分に係る現金出納検査結果の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、村長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に基づく「健全化判断比率」及び同法第 22 条第 1 項に基づく「資金不足比率」の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に基づき、一般財団法人九戸教育施設運営会、株式会社九戸村ふるさと振興公社及び株式会社ナインズファームの「経営を説明する書類」の提出がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として、写しを配布してまいりますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎村長の行政報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、村長並びに教育長から行政報告の申し出がありました。

ただ今から、村長の行政報告を行います。

村長の登壇を許します。

村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） 令和3年第3回九戸村議会定例会が開会されるに当たり、第2回定例会以降の村政執行の経過について、主なものを報告させていただきます。

1 令和3年度「市町村からの要望」について

本年度の「市町村からの要望」は、8月2日、H O Zホール（九戸村公民館）において、高橋進県北広域振興局長はじめ、佐々木真一、山村勉両副局長、各担当センター所長、そして工藤大輔県議会議員をお迎えして行いました。

村議会からは、正副議長と総務教育、産業民生両常任委員長にご同席をお願いし、発言をしていただいております。

要望内容につきましては、村議会議員全員協議会で事前にお示しておりましたように、これまでの項目に加え「小規模自治体への総合的な支援」や、「県北振興」に関する事項を追加した9項目を要望しております。

県からは、現在の取り組み状況について説明があり、「要望事項についてしっかり検討するとともに、要望内容の背景にある課題について市町村と協議しながら対応していきたい」とのお話をいただいたところでございます。

今回要望した項目につきましては、今後も県の動向を見計らいながら、繰り返し働きかけをしてまいりたいと考えております。

2 新型コロナウイルス感染症対策について

未だ猛威を振るう新型コロナウイルス感染症につきましては、主に首都圏など人口過密地帯を中心とした国の緊急事態宣言に加え、県内においても直近1週間の新規感染者が、人口10万人当たり15人を超過するなど、感染拡大が著しいことから、先月、8月12日付けで岩手県独自の緊急事態宣言が発令され、現在も継続中であります。

これを受け、村といたしましても、配布文書や防災行政無線、村ホームページなどの媒体を使って、村民の皆さまに感染拡大防止のための注意喚起を行ってまいりました。

この間、本村の独自対策として、H O Zホール（九戸村公民館）等の社会教育

施設、体育センターや総合運動場等の社会体育施設、パークゴルフ場やふるさとの湯っこ等の観光レジャー施設、オドデ館やまさざね館等の物販施設など、人流が多く見込まれる施設については利用を村民に限定、もしくは時短営業等の措置を講じております。

このほか、予定しておりました九戸村成人式、九戸まつり、花火大会、九戸村敬老会など、村のイベントにつきましても、感染リスクの高い「密」を回避する観点から、中止又は延期の判断をさせていただいたところがございます。

また、感染予防や重症化抑止に効果があるとされるワクチンに関し、最優先接種対象となる65歳以上の高齢者につきましては、県立二戸病院、九戸地域診療センター並びに二戸医師会から医療スタッフの派遣をいただきまして、接種を希望する方のほぼ全員が7月中の2回接種を完了したところであります。

8月以降、接種対象を高齢者以外に順次拡大しておりますが、医師会側の意向もあり、従来の集団接種から個別接種へと接種形態が変更されております。

今後は、接種の進捗状況を見極めつつ、必要に応じ集団接種も織り交ぜながら、村民の皆さまの不安を一刻も早く解消できるように、医療機関の協力の下、ワクチン接種を進めてまいりたいと考えております。

3 九戸村地域振興交付金の申請状況等について

本年度、地域課題の解決や地域活性化を図ることを目的に創設した九戸村地域振興交付金につきましては、7月末日を期限として受け付けいたしました。現在、特別養護老人ホーム折爪荘を除く31行政区から交付申請をいただいております。8月中旬までに、総額で3,267万2,800円の交付決定を行い、それぞれの行政区で事業が開始されているところであります。

この交付金の申請に当たっては、地域での話し合いを前提要件としております。課題として挙げられた主なものとしては、少子高齢化によるマンパワーの不足や集会施設・消防施設の老朽化が多く取り上げられております。実際の交付金の使い道についても、地域活動の拠点となる集会施設等の新築や増改築、あるいは安全・安心といった観点から消防施設の更新に向けた基金の積み立てといったものに多く使われる見込みとなっており、持続可能な地域活動の在り方など、将来を見据えた話し合いが行われたものと捉えているところでございます。

なお、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの開催などは自重せざるを得ない状況となっていることから、来年度以降は、地域活性化を目的とした事業への活用についても期待したいと考えているところでございます。

また、今回の交付金の申請におきましては、集会施設の合併処理浄化槽設置について、多くの問い合わせをいただいたところでございます。これまで合併処理浄化槽の設置は、自治公民館等整備事業費補助金による1棟につき200万円を上限とする半額補助という対応になっておりましたが、地元負担が大きいという理

由で、水洗化に取り組みにくい状況にあったようでございます。

そういった住民の声に応えるために、当該補助金の交付要綱を改正し、合併処理浄化槽設置整備については、事業費の10分の9を支援することといたしました。

また、併せて増改築工事に関しては、これまで補助対象を50万円以上の工事としていたものを引き下げ、5万円以上の工事から補助対象とすることに改め、令和3年度分から適用することとしております。

この補助金交付要綱の改正とともに、地域振興交付金と併用する形で事業を進めていただくことで、これまで以上に地域課題の解決に活用していただけるようになり、さらなる地域活性化への取り組みが活発化することを期待するものでございます。

なお、自治公民館等整備事業費補助金については、地域振興交付金申請の相談を受ける中で、新たに事業を実施したいという要望があったことから、不足する補助金予算の追加を本定例会に計上させていただいておりますので、ご賛同賜りますようお願いいたします。

4 コロポックルランドキャンプ場の営業について

折爪山麓にあるコロポックルランドキャンプ場は、本年度、名称を公募により「ぼくらの森の家 キャンプ場」に変更し、7月から8月まで営業いたしました。

残念ながら、新型コロナウイルス感染症拡大による県独自の緊急事態宣言を受けて8月12日から休業することとしましたが、7月から休業日までに、10組33名の方々からご利用をいただいております。

また、同施設の利用を前提に計画していた「親子キャンプ」、「伝統芸能ステージ」、「親子ピザづくり教室」については、二戸保健所管内で新型コロナウイルス感染者が確認されたことなどから、開催を見送ることといたしました。

キャンプ場は、今回休業とした期間中にも事前予約が入っていた状況であり、お客さまには利用をお断りすることになりましたので、大変残念に思っております。

なお、コロポックルランドの営業再開に当たり、複数個所において、老朽化等による大規模な故障や損傷が確認されたところであり、来年度以降については、復旧費用の見通し等、十分な検討が必要であると認識したところでございます。

5 「きゅーとな夏野菜まつり」の開催について

九戸村の夏野菜をPRし売上拡大につなげようと、オドデ館友の会との共催で7月16日から25日までオドデ館を中心に「きゅーとな夏野菜まつり」を開催いたしました。

16日のオープニングでは、ひめほたるこども園の園児に可愛い歌と踊りで花を添えていただきました。開催期間中、友の会の提供で実施した「夏野菜掴み取り」は連日、すぐに品切れになるほど盛況で、九戸村の高品質な夏野菜をあらためて

内外にアピールする機会となりました。

6 「早摘みプレミアム甘茶」の販売について

先月、8月20日からは、初めての試みとなる「早摘みプレミアム甘茶」の販売を、九戸村総合公社ナインズドアで開始しております。

販売に先立ち、8月18日には、盛岡市内でバイヤー等関係者を集めた商品発表会を開催いたしました。

当初は、公社の社長でもある私も参加し、県や金融機関、支援機関の関係者にも大勢集まっていたと予定でしたが、12日に県独自の緊急事態宣言が発令されたことから、規模を縮小し、公社専務である伊藤副村長を中心に、バイヤー関係者6名のみ出席での実施となりました。

おかげさまで、マスコミの注目を集め、テレビ局4社、新聞社2社の取材があり、この機会に岩手県産株式会社、賢治の土株式会社との取引のほか、川徳デパートとも現在、新たな取引開始に向け調整を行っております。

このほか、テレビの情報番組やラジオの全国放送からも出演オファーがあるなど、日本一の九戸村産甘茶を広くアピールし、売上の拡大により、甘茶生産者への還元をめざしたいと考えております。

7 農作物の生育状況について

水稻の生育状況につきましては、県の情報によりますと、田植え最盛期の5月中旬から下旬にかけて気温・日照量、共に平年を上回って経過したことから、活着が促進され初期生育も順調に進んでおりました。その後も高温・多日照の状況が続いたことにより、草丈・葉数・茎数ともに平年を上回り、出穂期についても平年より5日ほど早まりました。

しかしながら、8月9日からは一転して低温・日照不足となり一部に障害不稔等の発生が心配されております。今後、刈り取り適期の目安となる積算気温950℃到達が9月10日頃になる見込みですので、適期収穫に向けて、農協や共済組合、農業改良普及センター等関係機関と連携し、防災行政無線等の活用により生産者への適時適切な注意喚起に努めてまいります。

次に、村の園芸重点品目につきましては、8月20日現在の新岩手農協九戸地区の販売実績によりますと、下記の表のとおりとなっております。申し上げられませんが、下のとおり詳しく載せておりますので、よろしくお願いたします。

今年は、好天に恵まれたことにより、トマトとにんじんの出荷数量は大幅に伸びましたが、販売価格の低迷により販売額は前年を下回る実績となりました。また、りんどう中心の花きについては、出荷時期の早まりにより、お盆の需要期に出荷を調整できず、厳しい販売価格となりました。

8 ペットボトル水道水の販売開始について

先月、8月6日に、折爪岳の湧水を使用したペットボトル水道水「GO 九っ戸」

の販売を開始しております。

製造につきましては、青森県十和田市の奥入瀬湧水館に委託し、500ml 入りペットボトル 5,000 本を製造いたしました。

5,000 本のうち、2,000 本は水道事業所で管理し、美味しい水という素材を用いて九戸村の良さをPRする目的で、1本 130 円で販売しております。村内ではオドデ館外 4 店舗、村外では二戸、軽米、盛岡の 4 店舗、計 9 店舗で取り扱っていただいております。お盆の時期には、お土産用として大変ご好評いただいたところでございます。

水道事業所の在庫は 8 月末を待たずになくなっておりますが、残りの 3,000 本については、災害備蓄用として総務課で保管しております。

この事業につきましては、折爪岳の石灰岩層に育まれた美味しい水を、より多くの方に知っていただける、村のPRにもなる良い商品ができたと思っております。

9 「ほずのいえ」の開所について

次に、村民の皆さまから気軽に立ち寄っていただける、ふれあいの居場所を兼ねました、生活支援ボランティア・ご近所すけっ隊の活動拠点「ほずのいえ」の開所について、ご報告いたします。

この事業は、住み慣れた地域で高齢者をはじめ誰もが自立した日常生活が送られるよう、生活支援等サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを目指し、それらの活動拠点となる施設を整備したものでございます。

事業を実施するに当たり、本村に適した推進体制を構築するため、公募も含め 18 名の方々を生活支援体制整備協議体委員に委嘱させていただき、これまで 22 回にわたる話し合いを重ねてまいりました。

この間、施設の選定に関しましては、伊保内商店街の皆さまよりご理解とご協力を賜り、空き店舗を利活用することが可能となりました。

また、名称につきましても、村民の皆さま方より多数応募をいただいた中から、「ほずのいえ」に決定しております。

既存建物の修繕に当たっては、村の発注分を除き、村内事業所やボランティア団体の皆さまから材料提供や奉仕作業をいただき、まさに支え合いの精神による手作り感のある整備が実現できたと思っております。

このように、多くの皆さまのご尽力により、開所の運びとなりましたことに対し、あらためまして敬意と感謝を申し上げる次第であります。

なお、開所につきましては、9 月 1 日としたところでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間は、利用を一部制限しながら、稼働してまいりたいと考えております。

最後になりますが、今議会には、議案 16 件を提案させていただいております。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、私からの行政報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、村長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、教育長の教育行政報告を行います。

教育長の登壇を許します。教育長

(教育長 岩渕信義君登壇)

○教育長（岩渕信義君） 本日ここに、令和3年第3回九戸村議会定例会が開催されるに当たり、第2回定例会以降の教育行政に関する執行状況につきまして、主なものを報告させていただきます。

まず、はじめに、持続可能で良質な教育環境の整備についてであります。

本年2月から7月にかけて、地区住民及び子育て世代を対象として開催した教育懇談会「ナインズミーティング2」が終了し、出席者から出された意見等を議員各位にお伝えしているところでございます。

今後でございますが、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、村民を対象に、本村の義務教育の在り方全般をテーマとしたシンポジウムの開催を予定しております。さらに、自治会の代表や老人クラブ、婦人会などの代表者をお招きしての教育懇談会を実施したいと考えており、九戸村の教育環境の現状と将来について幅広い層の方々にご理解をいただいたうえで、多くの村民にご納得いただける持続可能で良質な教育環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

次に、教員の資質向上についてであります。

この6月に村内すべての小中学生及び教員用のタブレットの設定、配布を終えることができました。

7月1日には、岩手県総合教育センターから情報・産業教育担当の研修指導主事と設定事業者の技術者をお招きして、村内全小中学校の教員を対象に、本村で導入した「ロイロノート」という授業支援ソフトの研修会を実施しました。そのほか従来から本村で利用している「e-ライブラリー」の研修を学校単位で実施したところでございます。

また、2学期からはICTを活用した授業が本格的に実施される予定になっており、授業の事例研究や教員へのレポート提出を求め、研究主任会議で議論するなど、学習指導におけるICT活用スキルの向上に努めてまいります。

次に、学力向上についてであります。

小学校6年生と中学校3年生を対象として、去る5月27日に実施されました

「令和3年度全国学力・学習状況調査」の結果が文部科学省より8月31日に公表されましたので、本村の平均正答率を基にした分析結果の概要について、ご報告いたします。

まず、小学校についてであります。

本村児童の国語の平均正答率は70%で、全国平均を5.3ポイント、県平均を5.0ポイント上回りました。

算数の平均正答率は68%で、全国平均を2.2ポイント下回り、県平均と同じとなりました。

今回の結果から、国語・算数ともに県と同程度以上の学力であることが明らかになりましたが、算数については全国平均を下回る結果となりました。本村の強みとして、国語と算数の記述問題に対しては全国と県の平均より高く、また無回答率も低いことが挙げられ、今回もそうした結果が表れています。特に、国語の記述式問題の正答率は、全国平均を8.9ポイント、県平均を7.7ポイント上回る結果となっております。

これは、昨年度より取り組みを強化している週一度の「新聞を活用して自分の考えを表出する活動」の継続の成果及び「九戸村授業改善プラン」に基づく普段からの授業改善の継続の成果が、着実に表れてきているものと認識しております。

(2) 中学生について

国語の平均正答率は68%で、全国平均を3.4ポイント、県平均を2.0ポイント上回りました。調査結果のすべての観点において、全国平均、県平均を上回りました。

特に、「書くこと」領域の正答率では、全国平均を3.1ポイント、県平均を2.4ポイント上回りました。「書いた文章を読み返し、語句や文の使い方、段落相互の関係に注意して書く力」、「書いた文章を互いに読み合い、文章の構成の工夫を考える力」という結果から、自分の考えを表現する能力の向上が顕著に表れています。

これも、小学校と同様に、昨年度より取り組みを強化している週一度の「新聞を活用して自分の考えを表出する活動」の継続の成果及び「九戸村授業改善プラン」に基づく授業改善の成果が、着実に表れてきていることが分かります。

一方で、「伝えたい事柄が相手に効果的に伝わるように書く力」については、全国や県を大きく下回り、相手を意識して伝わるように書くことの経験が不足していることが分かります。

小学校で学ぶ段階から、多くの友達とかかわり、同じことを経験しても抱く感情がさまざまであることや感じ方はもちろんのこと、考え方についてもさまざまあるということを学ぶ機会を充実させていく必要があります。

数学については、平均正答率は49%、全国平均を8.2ポイント、県平均を5.0

ポイント下回る結果となりました。令和元年度の結果と比較すると差は縮まっていることが分かりますが、長年にわたり県全体が数学の学力向上において課題であることを考えますと、本村においてはより克服すべき課題として認識しなければならないと考えます。

さらに、生活習慣や学習態度等に関して調査した「生徒質問紙」の集計結果に着目し、学習意欲との相関について考察してみると、「国語が好き」と回答した生徒の割合が93%であったのに対して「数学が好き」と回答した生徒は37%にとどまっており、「数学の勉強は大切である」80%、「あきらめずに考える」66%、「公式やきまりの意味を理解する」93%等、主体的に学ぼうとする態度や意識と学習意欲の乖離が明らかになっているため、「数学のよさを感じ、考えることを楽しめるような数学的活動」の充実が授業改善の視点として必要であることが分かります。

また、「知識・理解」や「数学的な見方・考え方」と比較して、「技能」の落ち込みが大きいことから、「授業で学んだ知識を活用して、自ら家庭学習で繰り返しその知識を使えるように根気強く学ぶ姿勢」を育成していくことについても今後の課題です。

私どもの分析では、小中学生ともにすべての教科の基礎となる国語力が着実に向上していることから、停滞している算数・数学については家庭での学習習慣につながる授業の構築を目指す必要があると認識しております。

これは、高校野球などで一流の指導者によるグラウンドだけでの練習では強くなりならず、多くの強豪校で、選手個々のグラウンド外での個人練習が相乗効果を発揮するように、学力向上には授業改善と児童生徒の自主的な学習が両輪だからです。

また、それ以上に全国学力・学習状況調査から汲み取るべきは、児童生徒が複雑化・多様化する社会で生きていく力の基礎を育まなければならないということです。例えば、一部の私立大学の文系学部の入試科目では数学が課されるようになるなど、これからの時代において、国語力や英語力はもちろんのこと、数学力も重要視されるようになると思われます。

また、既に中央教育審議会や経済産業省の教育に関するプロジェクトチームが指摘しているように、「学ぶ力」あるいは「学ぼうとする力」を欠く児童生徒にとって、これまでとは異なり、未来は生きにくいものになることが十分予想されます。

教育委員会といたしましては、第2回の学力向上推進委員会において、各校の分析結果をもとにした授業改善の方策と具体的な取り組みを共有しているところであります。10月の岩手県学習定着度調査との関連も分析しながら、学校、保護者、地域が一丸となった「すべての児童・生徒の学力向上に資する取組」を今後

も継続してまいります。

次に、社会教育事業及び文化財保護活動についてであります。

今年度、これまで単独で行われていた女性教室や生涯学習アカデミー、公民館学級等をまとめ「学び処ないんずカフェ」として5月からスタートし、村民の皆さまからは高評価を得ているところではありますが、新型コロナウイルスの全国的な拡大と岩手県独自の緊急事態宣言の発令などにより、中止または延期を余儀なくされております。

教育委員会といたしましては、各種講座の開催を期待する声に応えまして、感染状況を考慮しながら、十分に予防措置を講じた上で順次再開していきたいと考えております。

また、現在「九戸村史」の続編の編纂に取り掛かっているところでございますが、それに関連して古地図など貴重な資料をデジタルデータとして保存する作業に取り掛かる予定であります。

文化財保護分野におきましては、村の文化財調査委員会議での意見を踏まえ、さる8月12日に開催しました教育委員会議において「雨堤みのモリアオガエル繁殖地」を村指定文化財としたところがございます。

これは、村指定の文化財とすることで、岩手県における「優れた自然環境の指標となる種」としてのモリアオガエル及び繁殖地を保護していこうとするものであります。なお、村道伊保内三沢線から指定場所の雨堤みにつながる林道の道路状況があまり良くないため、現場への砂利の敷設を実施しております。

県内のモリアオガエル繁殖地の指定状況をみますと、本村のほか4カ所が指定されており、八幡平市の大揚沼が国指定、雫石町の白沼が県指定、そして、遠野市と金ケ崎町の繁殖地がそれぞれ市町村の指定になっております。

今回の指定により、村民共通の貴重な財産として保存を図るとともに、引き続き調査を継続しながら多くの皆さまに村の豊かな自然環境に関心を高めていただき、足を運んでいただくようにPRや環境保全等に努めてまいります。

また、黒山の昔穴遺跡につきましては、国指定に向けて正確な面積を出すための測量を行うところがございます。

このほか、郷土芸能についてもデジタル動画による保存に取り組みたいと考えているところであり、有形無形に関係なく、本村に残る貴重な歴史的・文化的な資料等の保存に力を入れたいと考えております。

最後に、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

既に新聞やテレビ等で報道されているように、現在猛威を振るっている変異株であるデルタ株により児童生徒の罹患者が増え始め、以前は保護者などの大人が外で感染して家庭内感染を引き起こしていたものが、最近では各地で学校クラスターが発生しており、児童生徒が学校内で感染することで家庭内感染につながり、

感染拡大を引き起こす要因となつてきております。

教育委員会では、岩手県の感染が拡大し、先月 12 日に県独自の緊急事態宣言が発令されたことから、当面の間、修学旅行など校外で行う活動については、外部との接触を極力避け、適切な感染防止対策を徹底すること。部活動については、感染対策を徹底したうえで、平日は午後 6 時を上限に 2 時間程度、休日は 3 時間程度とするよう指示を行い、続く 26 日に発出された緊急事態宣言の改定に沿って、部活動については 2 時間以内、週 2 日以上 of 休養日を設けること、他校との練習試合は当面禁止とするよう指示をしているところであります。

また、スポーツ少年団に対しても、これに準じた取り扱いをするように要請しております。

引き続き、児童生徒の感染防止に最大限努めることはもちろんですが、児童生徒の学習環境、学校活動に関しては、可能な限り制限を抑えながら、今後変化する状況に対応してまいりたいと考えております。

社会教育関係事業につきましては、宣言発令以降の「学び処ないんずカフェ」をはじめとした各種の講座や活動の開催を、当面の間、中止または延期とし、また、H O Z ホールや体育センター等、教育委員会所管の公共施設につきましても、当面の間の一般利用を休止としたところですが、原則、村民に限っての施設利用を開始しております。

今年度事業につきましては、年度当初からスタートすることができ、感染対策に留意しながら計画事業を順調に消化してきたところでしたが、今後の事業実施に当たっては、より一層慎重な対応を求められる状況になっております。

いずれ、国、県及び県教育委員会、村の新型インフルエンザ等対策本部の対応に沿って感染対策に万全を図り、細心の注意をもって児童生徒の学びの保障と事業実施を進めてまいります。

最後になりますが、教育委員会にとって最も考慮すべきステークホルダーは、児童生徒であります。

社会が急激に変化し、私たち大人が経験してこなかった未来を生きる児童生徒を第一に、これからの本村及び我が国の次世代を担う人材の育成を目指し教育行政を進めていく所存でございますので、議員の皆さまにおかれましては、今後ともご指導ご助言を賜りますようお願いを申し上げ、教育行政執行状況についてのご報告とさせていただきます。

(教育長 岩渕信義君降壇)

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、教育長の教育行政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、川戸茂男君、3番、坂本豊彦君、4番、大崎優一君の3人を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日から9月17日までの12日間であります。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月17日までの12日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

9月7日、8日の2日間、及び9月11日、12日の2日間は、議案調査及び休日のため、休会としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、9月7日、8日の2日間、及び11日、12日の2日間は、議案調査及び休日のため、休会にすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました会期予定表のとおりでありますので、ご承知の上、ご協力をお願いいたします。

◎議案第1号から議案第16号までの一括上程・説明

- 議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第3、議案第1号「九戸村過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて」から、日程第18、議案第16号「令和2年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」までの議案16件を一括して議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

議案第1号「九戸村過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて」から順次、説明願います。

なお、決算については、簡略に説明を願います。

議案第1号について、移住定住担当課長

- 移住定住担当課長（川原憲彦君） それでは、議案第1号「九戸村過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

九戸村過疎地域持続的発展計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和3年9月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、新たに九戸村過疎地域持続的発展計画を策定しようとするものでございます。

なお、皆さまのお手元の方に計画書を配布しておりますので、お目通しいたゞきご審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第2号。教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） 議案第2号「財産の取得に関し議決を求めることについて」説明をいたします。

次のとおり、財産を取得するため地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得する財産でございますが、品名は校務用パソコン。数量は85台。取得価格は、4,462万7,000円となっております。

2、取得の方法は、買い入れでございます。

取得先は、所在地。岩手県北上市村崎野19地割116番地4。

名称は、株式会社システムベース。代表取締役社長、梁田雅伸でございます。

令和3年9月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由は、教職員が使用する校務用パソコンを買い入れしようとするものでございます。よろしく、ご審議のほどお願ひをいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第3号について。総務課長

○総務課長（大向一司君） それでは、議案第3号「令和3年度九戸村一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正となります。第1項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,349万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,274万1,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和3年9月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。

歳入につきましては、2ページのとおり、歳出につきましては、3ページと

4 ページのとおり、款項にそれぞれ補正額の欄の金額を追加するものでございます。具体的な予算補正の内容につきましては、次のページ以降に添えております事項別明細のとおりとなっておりますので、その中の主なものをご説明申し上げます。

まずは、歳入でございます。事項別明細書 3 ページをご覧ください。

16 款県支出金、4 項交付金、2 目総務費交付金、1 節地方創生臨時交付金として、4,578 万 7,000 円を計上しております。これは、国から新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金について示されておりますので、新型コロナウイルス感染症対策事業の財源として計上しております。

次に、20 款繰越金となりますが、1 節、繰越金に前年度繰越金 4,770 万 9,000 円を追加しております。

次に、4 ページに移りまして、歳出でございます。

まず、2 款総務費ですが、主なものといたしましては、1 項総務管理費、4 目財産管理費、10 節需用費に修繕料 78 万 5,000 円を計上しております。これは役場庁舎屋上に設置しております高架水槽の水漏れを修繕するものです。

次に、6 目企画費、12 節委託費のシステム改修等業務委託料に 138 万 7,000 円を計上しております。これは、ネットメールサーバーの保守や無害化サーバー、ウイルスソフトライセンスの更新等の業務を委託するものです。

次に同じく委託料にリモート会議、ネットワーク増設委託料として、286 万円を計上しております。この委託料は、新型コロナウイルス感染症の拡大により県庁など 1 カ所に集まらず、離れた役場庁舎内でインターネットを利用した WEB 会議や研修会等が行われるようになっております。最近では、同じ時間に複数のウェブ会議等が開かれることが多く、インターネットを使用できる会議室等が不足している状況となっております。こうした状況を解消するため、会議室や公民館、開発センターなどでインターネットをできるようにする業務を委託するものでございます。

次に、同じ委託料の土地利用調査委託料 111 万 1,000 円は空き家となっている建物について、専門家にその状態について診断を依頼するものです。

次に同じく企画費 17 節、備品購入費の 280 万 5,000 円は、大型モニターミーティングボード 2 台。大きさは 65 型、約 1 メーター 45 センチ掛ける 90 センチと 86 型、約 1 メーター 96 センチ掛ける 1 メーター 17 センチを購入するものです。現在、ウェブ会議や研修は小さなパソコン画面を複数になって行う場合もあります。新型コロナウイルス感染症対策として、また、小学校で使用している電子黒板をイメージしていただければよろしいかと思いますが、公民館等でも有効に活用していただけるものと考えております。

次に同じく企画費 18 節、負担金補助及び交付金の新商品開発補助金 100 万円は、

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少する中、村内商店街に呼び掛け、新商品の開発を補助するものとなります。

次に同じく 18 節の通販システム導入等補助金 246 万 4,000 円は、オドデ館の販路拡大や労力省力化を支援するため、通信販売管理システム導入の費用を補助するものでございます。

次に同じく総務費 2 項徴税费、2 目賦課徴收费については 360 万円の財源振替となります。具体的にはコンビニ収納導入業務委託料について、当初予算で一般財源としていたものを新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に振り替えるものでございます。なお、今回の補正予算第 3 号において、説明欄に財源振替と記載しているものを含め、特定財源の国、県支出金欄についてはすべて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となるものでございます。

次に、同じく総務費 3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費の 12 節委託料 162 万 2,000 円と 13 節使用料及び賃借料 54 万 6,000 円は、令和 3 年 12 月 31 日において個人番号利用事務系ネットワークのセキュリティが切れることからその更新を行うものでございます。

5 ページをご覧くださいと思います。3 款民生費の主なものといたしましては、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、27 節繰出金に 12 万円を計上しております。これは国民健康保険特別会計への繰り出しとなります。

次に、同じく社会福祉費、4 項社会福祉施設費、10 節需用費 52 万 3,000 円は老朽化が著しい総合福祉センターの屋外排水設備の修繕料となります。

次に、同じく社会福祉施設費、12 節委託料 411 万 3,000 円は、総合福祉センターの 2 階の居住部門を含む管理運営業務の委託料で、社会福祉協議会に対するものとなります。

次に 5 目介護保険事業費、17 節備品購入費 91 万 8,000 円は、「ほずのいえ」に備え付けるエアコンやファンヒーターなど、主に冷暖房の備品となります。

次に同じく民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置は財源振替を行うものでございます。

4 項衛生費の主なものといたしましては、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、18 節負担金補助金及び交付金に 150 万円を計上しております。これは、本年度から実施しております出産費費用助成事業の交付対象見込み数が固まったため、不足分について計上するものでございます。

次に、保健衛生費、2 目予備費の 22 節償還金、利子及び割引料 57 万 4,000 円は、風疹の抗体検査及び予防接種の実績に伴う国庫補助金の返還金となります。

6 ページをご覧くださいと思います。6 款農林水産業費の主なものとしては、1 項の農業費、5 目施設運営管理費、12 節委託料に 299 万 2,000 円を計上しております。これは令和 2 年度に道路改良工事を実施いたしました農道山根川目

線の農道台帳を整備するものでございます。

次に同じく農業費、8目土地改良総合整備事業費、18節負担補助及び交付金に農業生産基盤整備事業補助金448万5,000円を計上しております。これは同事業に新たに5団体から申請を受けたことから補助金を増額するものでございます。

7款商工費の主なものといたしましては、1項商工費、1目商工振興費の中に高齢者へのお弁当配達サービスを継続するための経費として、415万6,000円を計上しております。内訳といたしましては、消耗品費に5万6,000円、食糧費270万円、運搬作業委託料140万円となります。

次に、同じく商工振興費に新型コロナウイルス感染症対策クーポン券発行事業を実施するため、3,003万円を計上しております。内訳として、通信費に68万円、同クーポン発行事業補助金2,935万円となります。また、18節にはプレミアム付き食事券発行事業補助金として100万円を計上しております。

次に同じく商工費、3目ふるさと振興公社委託事業、14節工事請負費の75万1,000円はパークゴルフ場のコースに流出した土砂を撤去するための経費となります。

次に、8節土木費をご覧ください。

4項住宅管理費、1目住宅管理費、10節需用費に修繕料248万4,000円を計上しております。これは退去住宅の修繕と今後の修繕料を見込んだものとなります。

次に、7ページをご覧ください。

9款消防費の主なものといたしましては、1項消防費、2目非常備消防費の中に、10節需用費54万1,000円。17節備品購入費に145万5,000円を計上しております。これは、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、需用費としましては消毒液、マスクなどの消耗品。備品購入費については、屋根付きパーテーション、足踏み式消毒液スタンドなどを購入するものでございます。

次に同じく消防費、3目消防施設費、10節需用費の修繕料81万4,000円は、戸田地区コミュニティ消防センター及び南田地区コミュニティ消防センター等の修繕経費となっております。

次に8ページをご覧ください。教育費の主なものといたしましては、2項小学校費、1目学校管理費、17節備品購入費827万9,000円。同じく教育費に3項中学校費、1目学校管理費、17節備品購入費268万6,000円を計上しております。これは、小中学校に非接触式体温測定器や加湿空気清浄機を設置するものでございます。

次に、5項社会教育費、2目公民館費の17節備品購入費101万1,000円は調理実習室用のオープンレンジや図書室等に置く非接触式体温測定器などを購入するものです。次に同じく公民館費、18節負担金補助及び交付金は、自治公民館整備事業補助金に422万3,000円を計上しております。これは、地域振興交付金の申

請を受け付ける中で、営繕等をしながら新たに事業を実施したいと要望のあった7行政区分について補助金予算の追加をお願いするものでございます。

次に6項保健体育費、1目保健体育総務費、27節繰入金99万8,000円は、村営くのヘスキー場の施設修繕に伴う索道事業特別会計への繰入金となります。

以上、令和3年九戸村一般会計補正予算（第3号）の説明となります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第4号について。税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） それでは、議案第4号「令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、説明いたします。

令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,403万7,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和3年9月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

次のページが「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入となっております。

第6款繰入金、第1項、他会計繰入金でございますが、一般会計から繰り入れるもので補正前の額に12万円を増額し、6,448万1,000円とし、歳入予算の総額を6億1,403万7,000円にしようとするものでございます。

次のページが歳出となっております。

第2款保険給付費、第5項葬祭諸費について、補正前の額に葬祭費4人分12万円を増額し、45万円とし保険給付費を4億2,676万4,000円にし、歳出総額の歳出予算の総額を6億1,403万7,000円にしようとするものでございます。

次のページから歳入歳出事項別明細書となっておりますので、お目通しいただきたいと思っております。説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第5号について。教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） 議案第5号「令和3年度九戸村索道事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

令和3年度九戸村索道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ99万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,722万6,000円といたします。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和3年9月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

次のページ、2ページからが「第1表 歳入歳出予算補正」となっております。

歳入は、2款繰入金、1項一般会計繰入金に99万8,000円を追加をいたします。

3ページ、歳出は、1款索道費、1項索道管理費に同じく99万8,000円を追加するものでございます。

次のページからが事項別明細書となりますが、今回の補正はスキー場内にごさいます受水槽の修繕を行うものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第6号について。総務課長

○総務課長（大向一司君） それでは、議案第6号「令和2年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和2年度九戸村一般会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けまして議会の認定に付するものでございます。

それでは、お手元の令和2年度九戸村一般会計・特別会計歳入歳出決算書をご覧いただきたいと思ひます。

まず、一般会計は8ページからとなっております。歳入につきましては、8ページから11ページとなります。

1款村税から22款村債までの歳入合計は、収入済額で49億2,096万1,063円となっております。

次に、歳出につきましては、12ページと13ページになります。

1款議会費から13款予備費までの歳出合計は、支出済額で47億8,530万5,831円となっております。これによりまして、歳入歳出差引残額は、1億3,565万5,232円となっております。歳入歳出事項別明細書は、16ページから130ページとなっております。

次に134ページをご覧いただきたいと思ひます。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額は千円単位といたしまして、1億3,565万5,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額が2,908万9,000円ありますので、この繰越額を歳入歳出差引額から差し引いた実質収支額は、1億656万6,000円となっております。

次のページからが財産に関する調書となります。

以上、令和2年度一般会計歳入歳出決算の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第7号から8号について。税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） それでは、議案第7号「令和2年度九戸村国民

健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算書の 150、151 ページをご覧ください。

これは歳入でございます。第 1 款国民健康保険税から第 8 款諸収入までの歳入合計は、収入済額で 6 億 5,016 万 5,115 円となっております。

次に、152、153 ページをご覧ください。歳出となっております。

第 1 款総務費から第 8 款予備費までの歳出合計は、支出済額で 6 億 4,982 万 3,574 円となっております。これによりまして、歳入歳出差引残額は、34 万 1,541 円となっております。156 ページから 173 ページまでが歳入歳出決算事項別明細書となっております。

次に、174 ページをご覧ください。実質収支に関する調書となっております。千円単位の記載となっております。歳入歳出差引額は、34 万 2,000 円で翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 34 万 2,000 円となっております。

令和 2 年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明は、以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 8 号「令和 2 年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算書の 180、181 ページをご覧ください。歳入でございます。

第 1 款後期高齢者医療保険料から、第 6 款諸収入までの歳入合計は、収入済額で 6,398 万 6,865 円となっております。

次に、182 ページ、183 ページをご覧ください。歳出でございます。第 1 款総務費から第 4 款予備費までの歳出合計は、支出済額で 6,380 万 2,055 円となっております。これによりまして、歳入歳出差引残額は、18 万 4,810 円となっております。

186 ページから 195 ページまでが歳入歳出決算事項別明細書となっております。

次に、196 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。千円単位の記載となっております。歳入歳出差引額は、18 万 5,000 円で翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 18 万 5,000 円となっております。

令和 2 年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明は、以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に議案第9号、議案第10号について。

地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） それでは、議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和3年9月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

決算書の200ページ、201ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金から第7款国庫支出金までの収入済みの歳入合計は、3,436万9,520円となっております。

次に、202ページ、203ページをご覧いただきたいと思います。歳出になりますが、第1款農業集落排水事業から、第3款予備費までの歳出済みの歳出合計は、3,277万4,029円となっております。このことにより、歳入歳出差引残額は、159万5,491円となります。

ページをめくっていただきまして214ページをお開き願います。実質収支に関する調書で、こちらの単位は千円となっております。区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、先ほど説明いたしました歳入歳出差引額159万5,000円がそのまま区分5の実質収支額となるものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

続けて、議案第10号「令和2年度九戸下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和3年9月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

決算書の220ページ、221ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金から第6款村債までの収入済みの歳入合計は、1億2,594万7,368円となっております。

次に、222ページ、223ページをご覧いただきたいと思います。歳出になりますが、第1款公共下水道事業から、第3款予備費までの支出済みの歳出合計は、1億2,443万3,244円となっております。このことにより、歳入歳出差引額は、151万4,124円となります。

ページをめくっていただきまして234ページをお開き願います。

区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、先ほど説明いたしました歳入歳出差引額151万4,000円がそのまま区分5の実質収支額となるものでござ

います。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 11 号について。教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） 議案第 11 号「令和 2 年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、令和 2 年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けまして議会の認定に付するものでございます。

令和 3 年 9 月 6 日提出、九戸村長 晴山裕康。

索道事業特別会計は、決算書の 240 ページからとなっております。

まず、歳入でございますが、第 1 款使用料から第 4 款諸収入までの歳入合計は、収入済額で、4,011 万 7,616 円となっております。

次に、歳出は、242 ページです。第 1 款索道費で、歳出合計は、支出済額で 4,010 万 2,041 円となっております。これによりまして、歳入歳出差引残額は、1 万 5,575 円となります。246 ページからが事項別明細書となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、250 ページが実質収支に関する調書でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、先ほど申し上げました歳入歳出差引額を千円単位といたしました 1 万 6,000 円が実質収支額となるものでございます。

252 ページ、253 ページが財産に関する調書として添付をいたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 12 号から 14 号までについて。

総務課長

○総務課長（大向一司君） 議案第 12 号「令和 2 年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、令和 2 年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けまして議会の認定に付するものでございます。

決算書をご覧いただきたいと思えます。258 ページ、259 ページとなります。

歳入でございます。1 款財産収入から 6 款諸収入までの歳入合計は、収入済額で 3,436 万 6,065 円となっております。

次に、260 ページ、261 ページをご覧いただきたいと思えます。

歳出でございます。1 款財産区費から 3 款予備費までの歳出合計は支出済額で 3,402 万 1,071 円となっております。これによりまして、歳入歳出差引残額は、34 万 4,944 円となっております。歳入歳出決算事項別明細書は、264 ページから 269 ページとなっております。

次に、270 ページをご覧いただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額は、千円単位といたしまして 34 万 5,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 34 万 5,000 円となっております。

次のページからが財産に関する調書となります。令和 2 年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算の説明は、以上となります。

続きまして、議案第 13 号「令和 2 年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、令和 2 年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けまして議会の認定に付するものでございます。

決算書の 278 ページ、279 ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございます。1 款財産収入から 6 款諸収入までの歳入合計は、収入済額で 563 万 2,423 円となっております。

次に 280 ページ、281 ページをご覧願います。歳出でございます。

1 款財産区費から、3 款予備費までの歳出合計は支出済額で 382 万 9,486 円となっております。これによりまして、歳入歳出差引残額は、180 万 2,955 円となっております。歳入歳出決算事項別明細書は、284 ページから 289 ページとなっております。

次に、290 ページをご覧いただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額は、千円単位として 180 万 3,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 180 万 3,000 円となっております。

次のページに財産に関する調書を添えております。令和 2 年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算の説明は、以上となります。

続きまして、議案第 14 号「令和 2 年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、令和 2 年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けまして議会の認定に付するものでございます。

決算書の 298 ページ、299 ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございます。1 款財産収入から 6 款諸収入までの歳入合計は、収入済額で 607 万 6,030 円となっております。

次に 300 ページ、301 ページをご覧願います。歳出でございます。

1 款財産区費から 3 款予備費までの歳出合計は、支出済額で 531 万 7,380 円となっております。これによりまして、歳入歳出差引額は、75 万 8,650 円となって

おります。歳入歳出決算事項別明細書は、304 ページから 311 ページとなっております。

次に、312 ページをご覧いただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額は、千円単位として 75 万 9,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 75 万 9,000 円となっております。

次ページからが財産に関する調書となります。

以上が令和 2 年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算の説明となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 15 号、第 16 号について。

水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） それでは、議案第 15 号「令和 2 年度九戸村水道事業会計決算認定について」ご説明申し上げます。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度九戸村水道事業会計決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和 3 年 9 月 6 日提出、九戸村長 晴山裕康。

水道事業会計決算書は別冊となっておりますが、1 ページをお開きいただきたいと思います。

(1) の収益的収入及び支出の中で、まず、収入でございますが、第 10 款水道事業収益の決算額は、合計で 1 億 4,015 万 8,120 円となっております。

次に、支出になりますが、第 11 款水道事業費用の決算額は合計で 1 億 1,316 万 1,730 円となっております。

続きまして、2 ページをご覧いただきたいと思います。

(2) の資本的収入及び支出の中で、まず収入でございますが、第 12 款資本的収入の決算額は、合計で 770 万 1,000 円となっております。

次に支出になりますが、第 13 款資本的支出の決算額は、合計で 9,898 万 1,005 円となっております。不足する 9,128 万 005 円につきましては、2 ページの下段欄外に記載しております資金によりまして、補填しております。

また、3 ページ以降の損益計算書等をもって詳細についてお示ししておりますので、お目通しの上、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

続けて、議案第 16 号につきまして、ご説明申し上げます。

「令和 2 年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」でございます。

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 2 年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金 8,002 万 326 円のうち、3,745 万 7,225 円を資本金に入れ、2,000 万円を減債積立金に、257 万 1,101 円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越

すものとする事について、議会の議決を求めるものでございます。

令和3年9月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由といたしまして、令和2年度九戸村水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金の一部を資本金に組み入れ、減債積立金及び建設改良積立金に積み立てしようとするものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 以上で、日程第3、議案第1号「九戸村過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて」から日程第17、議案第16号「令和2年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」までの議案16件について、提案理由の説明が終わりました。

ただ今、説明を受けました各議案の審議等については、議事運営の都合上、9月10日の会議において行うことにしたいと思いますので、ご了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の会議は、9月9日午前10時から一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会（午前11時33分）